

## 4. 労働者の健康情報の保護に向けた取組

### (1) 国の取組

#### ア. 基本的な考え方

労働者の健康情報については、特に機微な情報であることから、保有するデータ数によって対象となる事業者を区別することは適当でないと考えられる。

安衛法では、労働者の健康確保の責務を事業者に課しており、その一つとして健康診断の実施を義務付けているところから、その際に収集される情報に対して適正な保護が図られなければ、健康情報管理の問題で労働者の信頼を失うことになり、同法の目的を果たせなくなるおそれがある。このことから労働衛生分野において健康情報の性質を踏まえた仕組みを構築していくことが必要と考えられる。

個人情報保護法においては、「個人の権利利益の一層の保護を図るため特にその適正な取扱いの厳格な実施を確保する必要がある個人情報」について、政府に対し「必要な法制上の措置その他の措置」を講ずべきことを義務付けている（同法第6条第3項）。

国は、個人情報保護法の趣旨にのっとり、事業者が健康情報を取り扱うにあたって依拠すべき指針を示し、普及指導をはかる必要がある。

しかし、国が一律に基準を示すことが難しい事項や、適当とは言えないような事項等、事業者と労働者の合意に委ねるほかないと考えられる事項もあり、こうした事項に関しては、事業者が労働者に事前に協議した上、収集・利用等その取扱いについて一定のルールを策定することが必要である。

#### イ. 小規模事業場への対応

小規模事業場であっても、労働者の健康情報は適正に保護されるべきである。特に、常時使用する労働者数が50人未満の小規模事業場においては、産業医及び衛生管理者を選任する義務がないため、どのように労働者の健康管理や健康情報を保護する体制を整備するかが課題となっている。

そのため、複数の小規模事業場が産業医を共同して選任し、労働者の健康管理を行うことを推進し、充実させることが望ましい。また、地域産業保健センターを活用し、産業保健に関する情報（産業医名簿・健診機関名簿等）の提供を受けて、産業医等による健康管理や職場の巡視を行うことを通じて、労働者の健康情報を保護する体制の整備を進めたり、健康情報の適正な取扱いに関する教育・啓発、相談などを行うことも考えられる。

## ウ．個人情報保護についての啓発

労働者自らも、事業場内で自己の健康情報がどのように取り扱われているのかについて関心を持ち、健康情報の保護の必要性について認識を持つべきである。また、事業者も、事業場で取り扱っている健康情報すべてが、労働者の個人情報であることに留意し、その保護の必要性を認識する必要がある。

このため、国は、関係者に対して労働者の健康情報保護の必要性について啓発を行うことが重要である。具体的には事業者及び労働者双方への啓発や産業医・産業看護職・衛生管理者等の産業保健スタッフに対して、健康情報の取扱いの在り方等を研修等を通じて周知させ、さらに、外部の健診機関に対して、各種の健康情報の保護の重要性を周知させる必要がある。